

馬頭最終処分場整備運営事業 第2回意見交換会における対話内容一覧

- 平成29年2月に実施した馬頭最終処分場整備運営事業第2回意見交換会における対話内容を公表します。
- 意見交換会参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ等があると考えられるものが含まれる対話内容については、掲載していません。

平成29年3月1日
栃木県

■馬頭最終処分場整備運営事業第2回意見交換会対話内容一覧

No.	議題／テーマ	内容	回答
1	サービス購入料	入札説明書(p17)の予定価格のうち『特定施設に係る建設工事業務の対価(2,432,000,000円)』の「県負担分」の考え方についてご教示ください。 具体的には、第1回意見交換会における対話内容一覧No.2に『サービス購入料Aは、特定の施設の整備費から、国庫補助金及び県補助金を除いた額の一部です。』との記載があります。一方、別紙「本事業の基本的な考え方について」p3(2)収入の見込みに『B特定施設に係るサービス購入料については、当該施設整備に要する費用(約55億円(消費税抜き)に係る「A国及び県の補助金」を控除した事業者負担の2分の1相当額を想定している』との記載があります。2つの記載内容の整合性等について、ご教示ください。	事業内容は、民間事業者との意見交換を踏まえ適宜見直しを行ってきており、サービス購入料の算定方法については、入札説明書別紙2でお示ししたとおりです。
2	補助金	補助金等の実績報告後の補助金の交付スケジュールについて、ご教示ください。(実績報告後●ヶ月以内に交付、等)	県の提出期日までに実績報告書が提出された場合、提出から遅くとも2ヶ月程度(6月中旬)を目安に、国と県の補助金がSPCに支払われます。
3	補助金	栃木県からの補助金に対する申請スケジュール・交付スケジュールについて、ご教示ください。環境省向けと同様のスケジュールを想定していればよろしいでしょうか。	県の補助金要綱については、基本的に環境省の要綱に準じて作成する予定であり、申請のスケジュールや様式等についても同様なものにする予定です。ただし、事業が翌年度にわたる場合の実績報告書の提出期日は、事務処理の都合上、4月10日にすることを考えています。 補助金の交付スケジュールについては、No.2質問回答を参照ください。
4	補助金	概算払いが可能な場合は、申請や支払が受けられるタイミングについて、想定がありましたらご教示ください。	概算払いについては、支出の特例であるため、現段階では想定していません。
5	補助金	交付対象施設につきましては、平成28年12月13日第1回意見交換会対話内容一覧No.4が最新のもので、被覆施設についても対象となるとの認識でよろしいでしょうか。	被覆施設については、平成28年5月31日の要求水準書(案)に関する質問への回答No.1に記載の通り、被覆施設を設置することにより、建設費と維持管理費の合計が、設置しない場合に比較して低額となる場合に補助対象となりますので、費用比較等の根拠資料が必要となります。
6	敷地周辺設備	要求水準書p7 1.7.5 敷地周辺設備 生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、浸出水調整槽へ移送するとありますが、浸出水処理施設に設置する浄化槽だけではなく、管理棟に設置する浄化槽に関しても、近隣の排水溝への放流ではなく、ポンプ等で浸出水調整槽への圧送が必要でしょうか。	管理棟に設置する浄化槽についても、浸出水調整槽へ移送してください。
7	敷地周辺設備	要求水準書p7 1.7.5 敷地周辺設備 施設入口部の構内第1柱から、施設内の受電設備までの配線工事(電柱又は、埋設等)に御指定がありましたらご教示下さい。	指定はありません。維持管理性や景観等を考慮して提案してください。
8	敷地周辺設備	ネットワークを利用した搬入廃棄物等の情報管理を予定しています。建設予定地周辺の通信網は現状どのようになっているのでしょうか。	町のケーブルテレビ等への接続により、インターネットの利用が可能です。
9	造成工事	要求水準書p27 2.3.2その他特記事項(3)、(4)に『掘削残土を道路工事の盛土材料や覆土材料に利用する。』との記載がありますが、盛土量が不足する場合、敷地内から掘削することや県発注の公共事業から発生する残土等の優先的な斡旋等のご協力が得られるでしょうか。	実施設計において、盛土・切土バランスを考慮し、施設配置を検討してください。それでも土が不足する場合は、県においても公共事業間の残土利用に協力します。
10	雨水集排水施設	雨水集排水設計書(管渠流量計算表 等)をいただけませんか。	基本設計時の雨水集排水計算書は、別添資料1のとおりです。
11	雨水集排水施設	雨水集排水施設平面図及び雨水流量計算書は県担当部局との協議、承認されたものと考えてよろしいですか。	雨水集排水施設は、林地開発許可申請の手引きに基づき設計したものです。今後、事業者提案に基づいた実施設計時に、関係機関との協議が必要になります。なお、防災調整池については、要求水準書添付資料6(雨水排水計画図)により、河川、林地開発とも事前協議済みです。
12	浸出水集排水施設	要求水準書p40 2.4.6 浸出水集排水施設工事 ウ 浸出水集水ピット 図面番号32 浸出水集水ピット平面図・断面図においてトンネルのような構造のピット形状で基本設計が実施されておりますが、他構造での提案は可能でしょうか。	要求水準書p40 2.4.6浸出水集排水施設工事に示す要件を満たせば、他構造での提案を可とします。 ただし、他構造の提案により、埋立地内浸出水集排水管と浸出水集水ピットを接続する「浸出水導水管」を埋設することになる場合には、浸出水導水管についても、漏水リスク低減の観点から目視確認が可能となる構造で提案してください。
13	埋立ガス抜き施設	要求水準書p42 (2)実施設計時の技術的要件ア(ア) 要求水準書の2,000㎡に1箇所とは、何を何で割ったのでしょうか。	要求水準書添付資料3の基本設計書p62に示したとおり、埋立面積(上面)を2,000㎡で割った値となります。
14	被覆施設	要求水準書p46被覆施設の設計諸元(参考)の表中の柱本数と基本設計図の柱本数が異なりますが、基本設計図(中間柱44本、端部柱52本)が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書p46の設計諸元が正となります。図面としては、要求水準書添付資料3馬頭最終処分場基本設計書p33、34を参照ください。なお、要求水準書添付資料5の図面一式(基本設計図面)については、修正版を公表します。

■馬頭最終処分場整備運営事業第2回意見交換会対話内容一覧

No.	議題／テーマ	内容	回答
15	浸出水処理施設	塩類の有効利用方法を提案するにあたり、何か注意する点はありますでしょうか。	塩類の有効利用については、データ等に基づく実現性や再利用の有効性を含め提案してください。なお、別途県の追加費用がかからないよう提案してください。
16	浸出水処理施設	要求水準書p48(2)実施設計時の技術的要件オ「受入基準に適合しない場合は、適正に処分する。」となっておりますが、発生汚泥のモニタリング頻度は事業者提案でよろしいでしょうか。	モニタリング頻度は事業者提案に委ねますが、埋立処分に係る判定基準等を確認し、適正に処理してください。
17	浸出水処理施設	要求水準書p50(4)プラント設備工事の技術的要件ウ(オ)風量計、風向風速計、蒸発量計、温度計、湿度計の設置は、全て必須でしょうか。施設の維持管理に必要な計装設備を設置すると考えてよろしいでしょうか。	施設の維持管理や作業環境を考慮し、必要な計装設備を提案してください。
18	浸出水処理施設	要求水準書p51(5)土木・建築工事の技術的要件ア(オ)分析室を設け、水質検査や廃棄物の溶出試験を行うための分析台、試薬品棚、分析器具収納～等を設けるとありますが、どの程度の分析を施設内部で行うかご教示下さい。また、分析室は浸出水処理施設ではなく、管理棟に設けてもよろしいでしょうか。	前段について、分析室の規模や設置する機器等については、事業者の維持管理方法により必要となる規模や設備としてください。後段について、分析室の配置場所に関する提案は可能ですが、浸出水の分析に急を要する場合など、維持管理上、より良い配置を提案してください。
19	浸出水処理施設	要求水準書p51(5)土木・建築工事の技術的要件ア(ツ)鉄筋コンクリート製水槽には、水質に適應する防食塗装又は無機質浸透性塗布防水を施工とありますが、水処理工程に必要な防食、防水仕様を事業者から提案することと解釈してよろしいでしょうか。また、具体的に見込まれている、仕様(グレード等)がありましたらご教示下さい。	前段について、貴見のとおりです。後段について、地方共同法人日本下水道事業団等による防食仕様(用途、施工箇所、仕様等)を参考にしてください。
20	管理棟	要求水準書p53管理棟 ア全体計画(エ)構造は木造とし、と記載しておりますが提案によっては他種構造(鉄骨造、鉄筋コンクリート造、混構造等)としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、管理棟の構造は木造としてください。
21	管理棟	要求水準書p53に「運営・維持管理業務・・・各種備品および消耗品類を運営維持管理期間において用意する」との記載がありますが、維持管理業務完了後は、撤収するとの認識でよろしいのでしょうか。調度品の納入は、工事完了後の施設引渡し時又は、運営維持管理時どちらの時期の納入を想定されているのでしょうか。コピー機等リースを検討している調度品等の扱いは維持管理期間終了後どのようにお考えでしょうか。	前段、中段について、要求水準書で規定している調度品等については、工事完了後の施設引渡し時に納入してください。後段について、コピー機等要求水準書で規定していない調度品等については、調達方法等も含め事業者の提案に委ねます。
22	管理棟	要求水準書p54に「管理棟内は、下足での利用を可能とする。」となっておりますが、管理棟の維持に必要な清掃などを考慮し、上履きでの利用に制限したいと考えておりますがよろしいでしょうか。	管理棟内の下足利用については、見学者等の利便性を考慮したのですが、運営・維持管理面も考慮し、事業者の提案を可能とします。ただし、上履き利用にする場合は、下足箱やスリッパ等は事業者で用意してください。
23	洗車施設	要求水準書p57に「自動で洗浄する高圧洗浄機2台(うち予備1台)を設置する」ととなっておりますが、自動式洗車機は面積を要するため、予備を含めた2台の設置は難しいと考えております。予備の考え方についてご教示下さい。	予備機は全自動ではなく高圧噴射洗浄機を考えており、スペースは十分と考えています。使用機器に故障等が生じた場合の代替を想定しています。
24	搬入道路	県ご発注の搬入道路の終点部の線形は修正して頂けますか。	施設配置計画により線形を修正する必要がある場合は、修正します。
25	搬入道路	県ご発注の搬入道路工事の作業中は埋立地の工事着工は難しく、また、埋立地の土工事が始まらなると搬入道路工事の盛土が出来ないと思われま。さらに、搬入道路の盛土法面が調整池東側の切土に被さっています。	前段、中段について、搬入道路整備前に工事用のパイロット道路を整備するので施工可能です。施工にあたっては、事業者と十分工程調整を行い、本体工事の車両通行を確保しながら、搬入道路工事を進めていきます。なお、搬入道路等については、要求水準書添付資料13を参照ください。後段について、調整池の切土部(1:1.0)と道路の盛土部(1:1.8)は基本的に分かれています。一部重複している部分については、道路の盛土部として県が施工します。道路の盛土部が調整池東側の管理用道路に干渉する場合は、県で法面処理を行い、干渉しないよう対応します。
26	搬入道路	県ご発注の搬入道路工事時の防災施設及び地下水集排水施設の設計図書をご提示ください。	地下水集排水施設については、要求水準書添付資料13を参照ください。なお、防災施設については、任意仮設のため図面等はありません。
27	運営・維持管理	要求水準書p72(2)搬入管理に『事業者は電子マニフェストに対応可能な受付管理』との記載がありますが、不法投棄物について、県は電子マニフェストを導入する予定はありますでしょうか。	不法投棄物については、電子マニフェストを導入する予定です。
28	運営・維持管理	運営期間中の搬入道路の維持管理は、県が実施して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	搬入道路の維持管理については、運営・維持管理期間及び埋立終了後の管理期間とも事業者にて行ってください。また、維持管理における補修基準等についても、事業者で設定してください。

■馬頭最終処分場整備運営事業第2回意見交換会対話内容一覧

No.	議題／テーマ	内容	回答
29	不法投棄物撤去業務	埋立処理手数料については、不法投棄処理量が51,000m ³ 以下の場合には支払って頂けないが、不法投棄処理量が51,000m ³ を超えた場合には、支払って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
30	不法投棄物撤去業務	汚染拡散防止対策工計画平面図に、図中 雨水排水工(W=700,H=700)とありますが、基本設計書・数量内訳書では、(W=600,H=600,U=600)の仕様となっております。U=600(W=600,H=600)の仕様でよろしいでしょうか。	要求水準書p91(3)設計諸元に記載のとおり、雨水排水工はW=600、H=600となります。
31	不法投棄物撤去業務	汚染拡散防止対策工計画平面図に、対策工事範囲内に環境モニタリングで使用されている電柱・電線が存在しますが、工事に先立ち移設もしくは撤去するのかどうかをご教示ください。なお、移設する場合は移設先をご教示ください。	不法投棄地内の電柱については、引込柱以外は東京電力ホールディングス(株)の所有となるため、県と東京電力ホールディングス(株)で協議して撤去します。なお、撤去にあたっては、その範囲や時期等について事業者と協議します。
32	不法投棄物撤去業務	汚染拡散防止対策工計画平面図に、作業に支障となる立木の伐採ならびに法面等の土地の形状変更が必要となりますが、当該可能範囲をご教示ください。	汚染拡散防止対策工事に伴う立木の伐採及び法面等の土地の形状変更については、必要最小限の範囲で提案してください。なお、北沢地区の不法投棄地は大部分が民有地のため、詳細設計時に土地所有者と協議となります。
33	不法投棄物撤去業務	要求水準書p89に、『特段記載がない項目については、2.3に準ずるとあり、2-3-1(3)キに「第三者侵入防止の仮囲い設置」との記載があります。北沢不法投棄物撤去工事においては、県道側に出入口ゲートを設置し、撤去工事範囲全周囲の仮囲いは設置しない計画ですが、よろしいでしょうか。	第三者進入防止が図られる仮設計画を提案してください。
34	不法投棄物撤去業務	水替え工とは、具体的に釜場揚水した浸出水を浸出水貯留槽まで送水する工事との理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
35	不法投棄物撤去業務	不法投棄物容量の算出方法は、受注後の再調査結果に基づき、要求水準書添付資料8 平成12年度馬頭町北沢地区不法投棄物詳細調査 p17(1)投棄物量の推定に記載された方法、すなわち調査結果断面から不法投棄量を集計し、容積増加率を考慮して算出するとの理解で宜しいでしょうか。また、こうして算出された数量をそのまま最終処分場への埋立数量として良いとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、貴見のとおりです。容積増加率は同報告書に記載の数値(1.47)を用いて設計を行ってください。後段については、貴見のとおりですが、処分時には実際の埋立対象物の重量も計量してください。なお、当初想定している不法投棄物量51,000m ³ を超える場合のサービス購入料の積算方法については、現実的に不法投棄物の容量での数量管理となることを想定しています。ただし、処理手数料は、重量ベースになると考えています。その際、埋立不適物分の重量は除外する等が必要になると考えています。
36	不法投棄物撤去業務	要求水準書p90 (2)クに『・・・、場内整備を行うとともに・・・』との記載がありますが、円滑かつ効率的に作業を行うために、進入道路の整備や作業ヤードの拡幅等を実施して良いとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりですが、北沢地区は大部分が民地であるため、道路を拡幅する際にも所有者との協議が必要になります。進入路の整備や作業ヤードの拡幅等、必要最小限の範囲で提案してください。
37	不法投棄物撤去業務	埋戻しに供する埋戻し材(17,500m ³)の仕様等のご指定があればご教示ください。	特に指定はありません。良質土(購入土)で埋め戻してください。
38	不法投棄物撤去業務	要求水準書添付資料5 図面一式(基本設計図)図面番号125に不法投棄標準断面図にB-1、B-2のボーリング柱状図が掲載されていますが、詳細な調査結果があれば、B-3も含めてご開示ください。	詳細な調査結果は、別添資料2のとおりです。
39	不法投棄物撤去業務	不法投棄場所から最終処分場までの県道那須・黒羽・茂木線は2車線(大型車通行可能)確保されるのでしょうか。	県道那須・黒羽・茂木線の道路改良については、順次整備しているところですが、当該区間の完成時期については明言できません。なお、当該区間は大型車通行が規制されていないため、現行道路の利用を考えてください。
40	不法投棄物撤去業務	不法投棄地内に生えている樹木を伐採する必要があると思われませんが、これらの樹木を伐採したものも埋立地処分場に搬出するのでしょうか。外部処理する事は可能でしょうか。	工事の支障となる伐採樹木については、外部にて処理処分してください。ただし、不法投棄地内部の根は、破砕後処分場に搬入してください。根の処理費用については、サービス購入料に含まれると考えてください。
41	不法投棄物撤去業務	盛土をした場合、撤去方法を教えてください。	盛土材は必要最低限の使用にしてください。撤去方法について、盛土材が不法投棄物に汚染された場合には、汚染土壌として本最終処分場で処理してください。なお、当該汚染土壌と不法投棄物撤去量を併せて51,000m ³ を超過した分は、県負担とします。
42	様式集	様式7-2、7-5、9-6等において関心表明書の事が記述されております。関心表明書の宛先は構成員や協力企業名で受領し、添付時に企業名を黒塗りするのでしょうか。それともグループ名で受領するのでしょうか。	関心表明書の宛先は構成員や協力企業名で受領し、添付時に宛名企業名を黒塗りしてください。様式は任意ですが、本事業名を記載する等により、本事業に対する関心表明であることが分かるようにしてください。
43	様式集	様式集p4 エ入札価格以外に関する提出資料(イ)最終処分場⑧ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令を満足することが確認できる資料とありますが、記載例等があればいただけませんか。	産業廃棄物処理施設の設置許可申請の際に必要な書類を想定しています。参考までに別添資料3を公表します。

■馬頭最終処分場整備運営事業第2回意見交換会対話内容一覧

No.	議題／テーマ	内容	回答
44	落札者決定基準	受入廃棄物の評価は、どのようになるのでしょうか。	事業者の提案内容に対する評価については、落札者決定基準の別紙(性能審査における評価項目及び評価基準)により評価されます。
45	事業契約書(案)	引渡日前の解除により、県が支払を行う場合、予算措置その他必要な手続を講じ、その手続きの一切が完了したことをもって県の支払債務が発生するとありますが、あくまで本契約は事業者と県との間の契約であり、本契約上に従い県が支払を行う場合に該当する時点で、県に支払義務が発生するものと理解しています。また、本事業契約については、契約に基づき発生しうる債務等を含めて県の議会の議決を得て頂くという認識ですので、当該条項の削除をお願い致します。	事業契約書において、第64条第3項「県の支払債務が発生するものとする。」を「県は支払いを行うものとする。」に修正します。